



事務連絡
平成20年4月11日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県高齢者医療主管部(局)
高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)の一部が平成20年4月11日付厚生労働省告示第279号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、お知らせします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 薬事法(昭和35年法律第145号)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(注射薬1品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	7,866	3,760	2,694	40	14,360

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	ナグラザイム点滴静注液 5 mg	ガルスルファアゼ (遺伝子組換え)	5 mg 5 mL 1 瓶	256, 775